

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

米国、ミサイル防衛を太平洋にシフト 北朝鮮の脅威を最大限に利用

——欧州計画の一部中止もロシアは警戒解かず

13年3月15日、チャック・ヘーゲル米国防長官は、イランおよび北朝鮮の長距離弾道ミサイル能力の最近の状況を反映して、ミサイル防衛(MD)計画を一部変更すると発表した。欧州MD計画の一部を中止し、その予算を西海岸の地上配備迎撃体の追加配備に使うなど4つの措置が盛り込まれている。欧州MDの変更により米口の更なる核兵器削減への好影響が期待されたが、今のところその気配はない。

MD計画を一部変更

国防長官の発表(2~3ページに全訳)の要点は以下の4項目である。

長官は、これらの措置を取る理由として、とりわけ北朝鮮の3回目の核実験、昨年4月の移動式大陸間弾道ミサイル(ICBM)らしきものの展示、テポドン2による衛星発射で明らかになった長距離弾道ミサイル技術の開発を掲げた。

- ① 西海岸のフォート・グリーリー(アラスカ)に14基の地上配備迎撃ミサイル(GBI)を追加配備する。これにより米国のGBIは30基から44基へと増加する。
- ② 日本に2つ目の移動式XバンドレーダーTPY-2を配備し、米国または日本に向けて北朝鮮から発射されたミサイルに対する早期警戒及び追尾能力を向上させる。
- ③ 第3の新たなGBI基地に関する環境影響調査を実施する。
- ④ 欧州段階的適応性アプローチ(以下、EPAA)の第4段階であるスタンダードミサイル3(SM3)ブロックⅡB計画を見直す。この配備は、議会の予算カットにより少なくとも2022年まで先送りされている。この計画に当てられる資金をGBI追加

配備やGBIとブロックⅡB以前のSM3の性能向上に回す。

国防長官の発表後、記者の質問に応えたジェームズ・ミラー国防次官は、EPAAの第4段階のSM3ブロックⅡBは中止すると明確に答えた¹が、ブロックⅡBそのものの開発計画を断念したか否かは明らかではない。

第3のGBI基地の選定に関しては、北東部のメイン州やニューヨーク州を候補地に環境影響調査が行われていると伝えられている²。これは、イランのICBM能力に対しても米本土を守るという米国内向けメッセージであろう。

今号の内容

米MD、対北朝鮮にシフト

<資料>国防長官発表

オスロ「市民社会フォーラム」参加報告 武器輸出三原則にまた例外措置

<資料>官房長官談話

【連載】被爆地の一角から(71)

「与党<改憲論>の虚妄」土山秀夫

5月1日号は休みます。次号は5月15日号です。

ロシアは、 EPAAに基本的変更はないと反発

EPAAは、09年9月、オバマ政権が、ブッシュ時代のMD計画を中止する代わりに打ち出した構想である。イランのICBM開発の脅威評価を変更することで、短・中距離ミサイルの脅威に対して段階的に対応する4段階の計画である³。今回中止が発表されたSM3ブロックⅡBは、その第4段階に追加配備される陸上配備の迎撃ミサイルである。ブロックⅡAまでは準中距離・中距離ミサイルに対応していたのに対して、これは初めてICBM迎撃能力を持つものである。ロシアはEPAAに強く反対しているが、その理由はこのロシアのICBMを迎撃する能力への警戒であると考えられた。2期目のオバマ政権は、新STARTより大幅な核兵器削減を目指し、ロシアと水面下の折衝を続けている⁴が、EPAA第4段階の中止によって核兵器削減への好環境が生まれることが期待された。

しかし、EPAAの第1段階から第3段階のポーランドへのミサイル配備は2018年まで予定通り推進される。第4段階が復活する可能性は否定できない。これまで、ロシアは、EPAAがロシアの戦略核戦力の有効性を損なわせるものではないとの「法的拘束力のある保証」を求め続けてきた⁵。セルゲイ・リャブコフ外務次官は、今回も「法的拘束力のある合意」への署名を求めると発言し、現在までのところロシアの反発に変化はない⁶。

関心に応えるとともに、西太平洋におけるMD協力の強化、MD産業への配慮、更なる核削減に係ったロシアへの配慮などの諸要素を加味した政策変化であると理解できる。

Xバンド・レーダーの日本への追加配備計画は、国防長官発表の前から既に動いていた。2月22日の日米首脳会談で、両首脳は、「北朝鮮の核・ミサイル活動も踏まえ、弾道ミサイル防衛協力を進め、米軍のTPY-2レーダーを我が国に追加配備する方針で一致した」⁷。そして2月26日、小野寺五典防衛相は記者会見で、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地(京都府京丹後市)を配備先として選定したことを明らかにした。

西太平洋で起こっていることは、2004年10月にブッシュ大統領が行ったMD初期配備の局面とよく似通っている。当時、米国は北朝鮮の弾道ミサイル技術を大袈裟に強調し、北朝鮮対応を唯一の口実として未完成の地上配備、海上配備のMDの初期配備を強行した。今回は、北朝鮮の脅威を最大限に利用しつつ西太平洋に重点をシフトした日米韓豪の軍事協力体制の構築を図っていることを見逃してはならないであろう。

(湯浅一郎、梅林宏道) **M**

注

- 1 国防総省プレス・ブリーフィング、13年3月15日。
- 2 バンゴー・デイリー・ニュース、13年3月19日。
- 3 詳細は、本誌338号(09年10月15日)。
- 4 本誌419-20号(13年3月15日)。
- 5 本誌387号(11年11月1日)。
- 6 リア・ノボスチ(13年3月18日)。
- 7 外務省HP、「日米首脳会談(概要)」、13年2月22日。

再び北朝鮮の「脅威」を利用してMD投資

国防長官発表の本質は、国防費削減を余儀なくされる中で、米国内世論のイラン、北朝鮮への

ミサイル防衛に関する発表 チャック・ヘーゲル国防長官 2013年3月15日、国防総省

(略)

本日、私は、イランおよび北朝鮮の長距離弾道ミサイル能力の開発によってもたらされた挑戦を食い止めるために米国が講じる一連の措置を発表する。

米国は、限定的なICBM攻撃から我々を守るために特定の場所にミサイル防衛システムを配備している。しかし、特に北朝鮮は、最近、その能力における進歩をとげ、一連の無責任で無謀な挑発を繰り返している。具体的には、北朝鮮は、先月、3回目の核実験を行ったと発表し、昨年4月には、移動式大陸間弾道ミサイルとみられるものを展示した。さらに、軌道上に衛星を

投入するためにテポドン2ミサイルを使用し、それにより、長距離弾道ミサイル技術の開発における進歩を誇示した。

本土防衛を強化し、かつこの脅威を食い止めるために、我々は**4つの措置**を講じる。

第1に、我々は、フォート・グリーリー(アラスカ)に14基の地上配備迎撃ミサイル(GBI)を追加配備することにより、本土ミサイル防衛を強化する。これにより、カリフォルニア州バンデンバーグ空軍基地の4基のGBIを含めて、展開する迎撃ミサイル数は30基から44基へと増加する。この追加は、我々のミサイル防衛能力にほぼ50パーセントの増強をもたらすことになる。

第2には、日本政府の支援の下で、日本にもう一つのレーダー配備を計

画している。この2基目の車載移動式XバンドレーダーTPY-2は、米国または日本へ向け北朝鮮から発射されたミサイルに対する早期警戒及び追尾能力の向上を可能にする。

第3に、我々は、議会の指示に従い、米国のGBI基地の新設計画に関する環境影響調査を実施している。政府が、追加的なサイトを追求すべきかどうか決定していない段階で、環境影響調査を行なっておけば、実施決定が下された時の建設スケジュールが短縮されるであろう。

そして**第4に**、我々はSM3ブロックⅡB計画を再構築している。よく知られているように、我々は、欧州段階的適応性アプローチ(EPAA)の一部としてSM3ブロックⅡBの配備を計画してきた。その目的は、中東からのミサイル脅威に対する地上配備迎撃ミサイル

ル(GBI)によって既に提供されている米本土防衛能力を向上ことである。この計画を展開するスケジュールは、議会の予算削減により少なくとも2022年まで先送りされている。その間に、脅威は増大する。この遅延しているプログラムからGBIおよび新バージョンのSM-3の性能を改善する先端的な迎撃体(KV)技術やGBIの追加配備に資金を移行することにより、我々は、北朝鮮の脅威に対する防衛能力を増強しながら、イランからのミサイルに対する防衛能力を強めることができるであろう。

NATOのミサイル防衛に対する米国

の強力で継続的なコミットメントを強調したい。そのコミットメントは堅固なままである。ポーランドとルーマニアへの配備を含め、米国が、欧州段階的適用性アプローチ(EPA)の第1段階から第3段階を通して形成するミサイル配備によって、2018年までに欧州NATO領域をカバーするという計画は依然として達成可能である。

亢進する予算難の中で、税金を最大限に活用しつつ、これら4つの決定は全体として、イランと北朝鮮からの将来のミサイルの脅威に対抗する我々の能力をさらに高めるであろう。アメリカ国民は、我々が、本土の安全保障

と海外における米国の戦略的利益を保護するためのすべての必要な措置を講じることを期待している。一方で国民は、我々が最も効率的で効果的な方法でそれを実行することを期待している。今日概略を述べた措置を講じることによって、我々は本土防衛を強化し、同盟国とパートナーに対する関与を維持し、世界へ向けて米国が攻撃に対して断固として立ち向かうことを明確にするであろう。

(訳:ピースデポ)

www.defense.gov/speeches/speech.aspx?speechid=1759

核兵器禁止へ向けて旅立とう

「ICAN市民社会フォーラム」参加報告

2013年3月2～3日、ノルウェーのオスロで、「ICAN市民社会フォーラム」¹が開催された。本フォーラムは、同月4～5日に当地においてノルウェー政府主催により開催された「核兵器の人道的影響に関する会議」(政府間会合)に合わせて、ICAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)により開催された。

3月1日、夕暮れのオスロの空気が濃い青に染まった時間、煉瓦造りのシャトー・ヌフという建物の1階では、赤いTシャツを着た数十人のノルウェーの学生ボランティアが世界各国の活動家を迎えていた(写真1)。コートと荷物を預けて2階に上がると、暗いバーの中がプエルトリコ出身のフルート奏者が演奏するサルサのリズムで溢れていた。人々はタパス(小皿料理)やビールを手にとって話したり、自由に踊ったりしながら、お互い打ち解けていた。「Over the Rainbow」が演奏される途中、長い呼吸で一つの高い音が鳴り響き、そして辺りが静かになった時には、その場の皆が「核廃絶」という虹の向こうを想像していたのかも知れない。こうして「ICAN市民社会フォーラム」の前夜は更けていった。

旅立つ前、核兵器をきちんと知っておく

3月2日朝10時、シャトー・ヌフのメインホールで、「あなたは英雄!」と熱唱するアフリカ出身の女性の歌と共に2日間のフォーラムの幕が上がった。第1セッションは「ビックバン!」というタイトルだった。司会を担ったICANオーストラ



【1】ロビーで登録受付をしているノルウェーの学生ボランティア。13年3月1日、オスロ。(撮影: BANg)

リアとICANノルウェーの二人の男女は「今この場所にもものすごいエネルギーと関心が満ち溢れています。皆のアイデアを重ねて共通の目標を達成しましょう」と気合を入れた後、最初の発言者である、英チャタムハウスのパトリシア・ルイス博士を紹介した。彼女は、私たちは核兵器についてそれぞれ知識があるけれども、十分ではないと述べ、科学的な原理や特徴などを説明した。うえ、「偶然による核爆発が今まで起こってないことは運が良かっただけだ。だからこそ、今すぐに核兵器の人道的影響について議論を始めなければならない」と強調した。続いて発言したICAN共同代表のレベッカ・ジョンソン氏は、特有の雄弁で「核兵器全面禁止は、決して最終段階ではなく、次の段階である。リップ・サービスはもう結構だ」と訴えた。その後、ICANが製作した「私たちの未来、私たちの選択」という短編映画が上映された。その後、ナイジェリアのジョン・オナイエカン枢機卿が、「偉大なチャレンジ」というタイトルで講演した。彼は、かつての奴隷制度やアパルトヘイトなどの例を挙げ、「核兵器の廃絶も可能だ」という応援と励ましのメッセージを送ってくれた。さらに、ノルウェーのダ



【2】
第2セッション
のパネル討論。
13年3月2日、
オスロ。
(撮影: BANg)

ライ・ラーセン副外務大臣が登壇した。彼女は、3月4日から開かれる政府会議の議長として、同会議の意義や可能性などについて説明し、参加者からの質問に真剣で率直な態度で答えた。

また、フォーラムの両日、12時から2時半までは1階ロビーで「マーケット・プレイス」が開かれ、沢山の参加者がランチのサンドイッチを食べながら、様々な活動を楽しんだ。ここには、60か国以上からの30を超える団体がそれぞれのブースを開き、また、「BANg(核兵器全面禁止世代)」の若者のアイデアによる参加型のアクションや絵の展示などが行われた。

第2セッションは、「破滅的な影響」というタイトルで、実際に核兵器が使われた時に起こる被害について学び、共有する時間として設けられた(写真2)。まず、2人の被爆者が自身の経験を語った。被団協の田中熙巳氏は、通訳のもと日本語で証言を行った。この時、多くの参加者は生の日本語の被爆証言を聞いて、とても感銘を受けているようだった。その後、核爆発が起こった場合、具体的にどんな人道的影響を及ぼすのかについて4人の専門家が講演を行った。ロンドン大学公衆衛生学・熱帯医学大学院のアンディ・ヘインズ教授は「人体に及ぼす即時の被害」について、ラトガーズ大学環境・生物学科のアラン・ロボック教授は「生態系に及ぼす影響」について、核戦争防止国際医師会議(IPPNW)のアイラ・ヘルファンド医学博士は「核の飢餓」について、そしてグリーンピースの放射線専門家リアナ・トゥール氏は「社会的な影響」について講演をした。特に、トゥール氏は実例として福島の写真を見せながら、「コミュニティが放射能に汚染されたことによって、若者も自らの健康はもちろん、就職や結婚について心配している。また、政府や東電、あるいは国際団体からの情報が錯綜し、何を信じれば良いか分からず不安も多い」と深刻な社会的状況を伝えた。

夜には、一般市民向けのイベントが二つ開かれた。ドラマ「West Wing」で大統領役を演じた俳優のマーティン・シーン氏と、彼の助言者であり著名なクリスチャン平和主義者でもあるジョン・ディア神父とのトーク・ショーには900人を超える観客がホールを埋めた。

旅の目的地を確かめる

3月3日朝10時、「条約の作成」というタイトルで第3セッションが始まった。ここでは、どうやって核兵器禁止条約を作り出せるかを考えるために、まずクラスター弾禁止条約、対人地雷禁止条約、気候変動枠組み条約、そして武器貿易条約という4つの国際条約の関係者から学ぶ時間を持った。その中で、クラスター弾禁止条約の経験を紹介した国連軍縮研究所のジョン・ボーリー上級研究員は、「なぜ条約が重要なのか?」という参加者の質問に対し、こう答えた。「条約が規範を作るのではない。規範は私たちが作るものであり、条約にはそれが載せられるだけだ」。また、英オックスファムの軍縮問題責任者のアナ・マクドナルド氏は、武器貿易条約の経過を紹介したうえ、条約が達成されるまで「少しずつでも毎年必ず進展がなければならない」と助言を与えた。それから、イヴォ・デ・ボーア国連気候変動枠組み条約前事務局長は、「他の条約から着想を得ることも重要だが、それと同時に核兵器禁止条約だけの特徴や違う点を考えることが大事だ。もしかしたら核兵器禁止条約が既存の条約より最も良い例になるかも知れない」と述べた。最後に、ICANのリチャード・モイス氏が、4つの国際条約の例を私たちの運動に活かす方法について講演をした後、参加者と意見交換の時間を持った。

「実践!」というタイトルの第4セッションは、実際のキャンペーンに関わる内容で構成された。まず、「21世紀のキャンペーン」というインタビューで、オバマ大統領の選挙運動のデジタル分析担当であったアミーリア・ショウォルター氏らから、モバイル端末や通信の新技术を政治的活動に活用する方法などの新鮮なアイデアが提起された。その後、世界各地から来た10名の活動家が地元の活動を皆に紹介した。日本からは、広島若手画家である掛田智子氏が展示プロジェクト「Project Now!」を紹介した。

夜7時、オスロのシティーホールで同フォーラムの最後のプログラム「果たしてこの瞬間を忘れることができるか?」が行われた(写真3)。クラシック音楽、合唱、現代舞踊、そして沖縄の歌が一体となって、映画「ピカドン」と広島・長崎の原爆投下を表現した。この舞台は、体中に染みわた

る核兵器の恐怖と死の影が深い余韻を残した。その瞬間、その場にいた多くの人々は、新しい旅への出発を感じたに違いない。(金マリア)M



【3】舞台「果たしてこの瞬間を忘れることができるか?」。
13年3月3日、オスロ。(撮影: BANg)

注1 www.goodbyenuk.es/

「武器輸出三原則」、重ねて空洞化

ロッキード・マーチン F-35部品を米企業の裁量で輸出 相手国にイスラエルも

政府は3月1日、菅義偉官房長官による「談話」(6ページに全文)を発表、次期戦闘機F35の「部品等又は国内企業が提供する役務」を「武器輸出三原則」の例外とすることを明らかにした。

11年12月、政府は米ロッキード・マーチン(LM)社製のF35を、「対外有償軍事援助(FMS)プログラム」¹の下で、2016年から計42機導入することを決定した。米国からライセンスを受け、国内企業が部品を製造することも計画されている。

F35は、LM社によって「自律的グローバル兵站持続(ALGS)」と名付けられた後方支援システムとパッケージで開発・販売されている。これはLM社が運営する情報システムを介し、「F35を使用するすべての国のために管理される共通の部品プールから、各国が必要な時に速やかに部品の提供を受ける。」²という仕組みである。つまり、ALGSに参画すれば、日本が製造・保管しているF35の部品が、LM社の判断でいかなるユーザーにも提供されることになる。ユーザーには同じくF35を導入予定のイスラエルが含まれる。近い過去にパレスチナ・ガザ地区、シリア、スーダンを空爆し、イランへの空爆計画も指摘されているイスラエルへの輸出は、後述のとおり国際紛争当事国への輸出を禁じた「武器輸出三原則」に違反する。

日本政府もこれを気にかけ、部品製造に参加した機体を第3国に譲渡する場合は事前に日本の同意を得よう米政府に要請したが、部品の管理権限は米国にあるという理由から拒絶されたと報じられている³。

本来、F-35の導入自体が不可能

1967年4月、当時の佐藤栄作首相が明らかにした「武器輸出三原則」は、①共産圏諸国、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国、③国際紛争の当事国またはそのおそれのある国への武器輸出を禁止した。「三原則」は76年2月に三木内閣で一定強化されたこともあったが、80年代以降、政府によって次のような例外を導入され後退させられてきた。

※米軍向けの武器技術供与を許容(83年1月4日「内閣官房長官談話」。(後藤田正晴長官、中曽根内閣)。

※米国との弾道ミサイル防衛システムの共同開発・生産は「三原則」の対象外とする。(04年12月10日「内閣官房長官談話」。(細田博之長官、小泉内閣)。

そして、11年12月には、次の二つのケースについて「包括的例外措置」を講じることが決定された。(12月27日「内閣官房長官談話」。藤村修長官、野田政権)

①平和貢献・国際協力に伴う相手国への武器移転：目的外使用、第3国移転は厳格に防止措置を講じることが条件とする。

②武器共同開発・生産：安全保障で協力関係にある相手国であり、我が国の安全保障に資する場合。ただし、目的外使用や第3国移転について政府による事前同意を義務付ける。

この「談話」には次のような項目が含まれていた。「(3)もとより、武器輸出三原則等については、国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、上記以外の輸出については、引き続きこれに基づき慎重に対処する。」

留意するべきは、上記項目に従えば、67年4月の「武器輸出三原則」の項目③(国際紛争の当事国又はそのおそれのある国への武器輸出の禁止)は、度重なる「例外措置」を経た今も生きているということだ。米国から「事前同意の要件化」を拒否された日本は、ALGSへの参画が条件となるF35導入自体を見直すべきであった。それにも拘わらず、政府が選んだのは、この基本原則を棚上げするという道であった。

しかも、11年12月の「官房長官談話」にかりうじて残されていた「平和国家としての基本的理念」という表現は削除され、「国連憲章を遵守する」との平和国家としての基本理念」と狭い定義に置き換えられた。日本にとっての「平和国家の基本的理念」は、憲法を離れて語りえないはずである。

日米防衛産業界が要求

過去の「例外措置」と同じように、今回も産業界からの圧力が強く働いていた。12年7月17日の「日米防衛産業協力に関する共同声明」(経団連防衛生産委員会、在日米国商工会議所航空宇宙防衛

産業委員会)⁴は、11年12月の「例外措置」を「画期的なもの」と評価しつつ、次の4つのモデルによる共同生産は「両国の防衛生産・技術基盤の強化、コストの分担を通じて防衛産業の競争力強化に貢献する」ものであると推奨した。

(モデルA)

日米のBMD/SM-3共同開発プログラムのような、両政府間による正式な防衛装備品の共同開発・生産のプログラム。(略)

(モデルB)

将来の防衛技術に関する予備的な先行研究のための日米産業界の協力。(略)

(モデルC)

いずれか一方の国の政府のプログラムを支援するための防衛産業協力。(略)

(モデルD)

ライセンス国からの要請に応じて、ライセンスを受けた国が防衛装備品を提供するケース。(略)

F35のALGSへの参画は、ここでいう(モデルC)に該当する。もっともこの共同声明においても、「第3国移転の際の日本の事前同意取得のスキーム」の必要性が強調されていた。

ここでいう「事前同意取得のスキーム」が、米国から拒否されたのは前記のとおりである。今回の日本政府の判断は、元来決して大きいとはいえない国内市場に依存し、その結果コスト高と利幅の縮小に直面している日本の産業界にとっては好ましいものかもしれない。だがその立場から考えても、米国企業に支配されたALGSへの参画が国

内産業の活性化につながるの保証はどこにもない。それと引き換えに、国民は共通の公共財である平和国家の理念に基づく原則をまた失ったのである。

4月2日、国連総会では武器貿易条約(ATT)が採択された。「通常兵器の国際貿易の規制、あるいは規制の改善のための可能な最高の国際規準」(第1条)として採択された同条約の禁止事項には、国際人道法への違反行為等に使用される恐れがあることを(当事国が)認識している場合の武器移転(第6条3)が含まれる。日本政府は、「通常兵器の輸入、輸出及び移譲に際しては、自発的に厳しい基準を適用してきた」日本の立場とATTが「軌を一にするものである」という理由から、同条約を推進してきた⁵。国連総会の歴史的決定の1か月前になされた日本の「基準」緩和を、イスラエルによる非人道的な空爆の恐怖に晒されつづけているガザの住民は、どのように聞くであろうか。

(田巻一彦)M

注

- 1 米政府がメーカーから買い上げ、ユーザー国に売却する政府間取引。
- 2 2012年7月24日、宇都隆史参議院議員(自民党)の質問主意書に対する答弁書。
- 3 「産経」、13年2月16日。
- 4 www.keidanren.or.jp/policy/2012/059.html
- 5 「武器貿易条約に向けて:通常兵器の輸入、輸出及び移譲に関する国際基準の設定について(日本の見解)」、2007年4月。

平成25年3月1日 F-35の製造等に係る国内企業の 参画についての内閣官房長官談話

1. 航空自衛隊の現用戦闘機の減耗を補充し、その近代化を図るための次期戦闘機については、平成23年12月20日の安全保障会議において、平成24年度以降、F-35A 42機を取得すること、一部の完成機輸入を除き、国内企業が製造に参画すること等を決定し、同日の閣議において了解された。F-35は、米国等の9か国によって開発中の最新鋭の戦闘機であり、その計画的な取得は我が国の防衛上不可欠である。政府としては、この安全保障会議決定及び閣議了解に基づき、平成25年度以降は、F-35の機体及び部品(以下「部品等」という。)の製造(整備を含む。以下同じ。)への国内企業の参画を行った上で、F-35Aを取得することとしている。F-35の部品等の製造への国内企業の参画は、戦闘機の運用・整備基盤を国内に維持する上で不可欠であり、また、我が国の防衛生産及び技術基盤の維持・育成・高度化に

資することから、我が国の防衛に大きく寄与するものである。さらに、部品等の世界的な供給の安定化は米国等に資するほか、国内に設置される整備基盤により米軍に対する支援も可能となるため、日米安全保障体制の効果的な運用にも寄与するものである。

2. F-35については、従来我が国が取得した戦闘機と異なり、全てのF-35ユーザー国が世界規模で部品等を融通し合う国際的な後方支援システム(ALGS(Autonomic Logistics Global Sustainment)という新たな方式。以下「本システム」という。)が採用されている。本システムに参加することにより、必要なときに速やかに部品等の供給を受け、迅速な整備が可能となることから、我が国としてもより適切なコストでF-35Aの可動率を維持・向上するため、本システムへの参加が必要である。本システムに参加する場合には、国内企業が製造若しくは保管を行う部品等又は国内企業が提供するF-35に係る役務が我が国から我が国以外のF-35ユーザー国に提供されるこ

とが想定されるが、本システムでは、米国政府の一元的な管理の下、F-35ユーザー国以外への移転が厳しく制限されている。

3. 政府は、これまで、武器等の輸出については武器輸出三原則等によって慎重に対処してきたところであるが、上記のとおり、国内企業の参画は我が国の安全保障に大きく資することに鑑み、本システムの下、国内企業が製造若しくは保管を行うF-35の部品等又は国内企業が提供するF-35に係る役務の提供については、米国政府の一元的な管理の下で、F-35ユーザー国以外への移転を厳しく制限すること、及び移転は国連憲章の目的と原則に従うF-35ユーザー国に対するもののみに限定されること等により厳格な管理が行われることを前提として、武器輸出三原則等によらないこととする。

なお、政府としては、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念は維持していく考えである。

改憲云々を言う前に

今年の3月6日から3月27日に及ぶ全国にまたがる訴訟で、昨年12月の衆院選について14の裁判所が違憲の判決を、2つの裁判所が違憲状態の判決を下した。違憲判決のうち2つは同時に選挙無効とまで断罪した。

司法がこれほど足並みをそろえたのは、1年9カ月前に最高裁がいまのまま放置すれば違憲状態になるとの警告を行っていたのにもかかわらず、立法府の国会は是正を図ることなく現在に至った怠慢を、司法の側が痛烈に思い知らせた結果と見るべきであろう。しかもこのことは単に立法、司法だけの問題ではないはずだ。憲法にある通り、正当に選挙された国会における代表者から成る「国権の最高機関」(第41条)であることを考えれば、われわれの民意が平等に反映されていないことに主権者の国民はもっと怒りの声を上げていい。

また忘れてならないのは、こうして自らは憲法に違反しつつづけていながら、一方では自民党のように平然と改憲を唱えるおこがましさである。前回の06年もそうであったが、安倍首相は今回も就任早々、第96条にもとづく改憲のハードルを低くし、近い将来には第9条の解釈改憲による国防軍の設置と集団的自衛権の使用を可能にする意図を隠そうとはしていない。つまり自衛隊を米軍と一体化させ、海外派兵への道を容易にしようというのだ。自力では実現できなかった結党以来の自民党の野心を、アーミテージ報告書などを通じた米側の圧力に便乗して押し切ろうとの企みである。北朝鮮や中国との間の緊張関係や近年の日本社会の右傾化が、われに利ありとの判断を促した点も大きい。

だが筆者がもう一つ注目したいのは、安倍首相をはじめとする改憲派のこれまでの言動である。何とかの一つ覚えのように「現行憲法は占領軍によって押し付けられたもの」だとか、「米側がごく短期間にやつつけ的に作り上げたもの」さらに「憲法が

翻訳調の悪文で日本語の体をなしていない」などと非難し、今こそわれわれ日本人の手による自主憲法を制定すべきだと主張してきた。維新の会に至っては新しい綱領の中で「絶対平和という非現実的な共同幻想を押し付けた元凶である占領憲法を大幅に改正し、国家、民族を真の自立に導く」と明記するなど、石原慎太郎共同代表の妄想じみた思想を色濃く反映している。

しかし現行憲法を悪しざまに批判、中傷し、その品格を貶めてきた彼等は、自ら国会議員の重大な義務違反を告白したに等しいことを分かっているのだろうか。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」(第99条、傍点は筆者による)の文言をよもや忘れたとは言われまい。なお「憲法押し付け論」は多くの識者によってすでに論破されているが、中でも筆者が指摘したいのは以下の点である。GHQから新憲法の作成を求められた日本政府が、旧帝国憲法の字句の修正程度を伴う憲法改正要綱を提出したものの、GHQ側がこれではポツダム宣言を踏まえた改正という名に値しないと見切りを付けたこと。マッカーサー元帥は占領政策を円滑に遂行するために天皇制を維持させることを決意していたが、上部機関の極東委員会には天皇を戦犯として訴追すべしとする国々が多く、日本の抜本的改憲と非軍事化による説得が不可欠と考えられたこと。同委員会が本格的活動を開始する46年2月末までに、何としても米側の案を提示し、日本政府に改憲作業を急がせる必要があったという一連の事実である。

この間の歴史的経緯を「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」の事務局長であった安倍首相は先刻承知のはずで、これを無視して批判を繰り返してきたことは正しく憲法違反の常習者であって、この点からも改憲発議の資格はないと言うべきであろう。



特別連載エッセー●71

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

日誌

2013.3.21~4.5

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

MD=ミサイル防衛/P5=国連安保理常任理事国/THAAD=最終段階高高度地域防衛/WMD=大量破壊兵器

- 3月21日 米韓、定例軍事演習「キー・リゾルプ」の終了を発表。
- 3月28日 米ステルス戦略爆撃機B2、朝鮮半島で、初の爆撃訓練。
- 3月29日 中国海軍、南シナ海で護衛艦からのミサイル発射演習。
- 3月29日 北朝鮮の金正恩第1書記、戦略ミサイル部隊に発射待機状態を指示。
- 3月30日 北朝鮮、「政府、政党、団体特別声明」で、南北関係は戦時状況に入り、諸問題は戦時に準じて処理されると宣言。
- 4月1日 北朝鮮最高人民会議、法令「自衛的核保有国の地位を強固にすることについて」を採択。
- 4月2日 北朝鮮、6か国協議合意(06年)により稼働停止した寧辺の核施設を再稼働すると宣言。

- 4月2日 潘基文国連事務総長、北朝鮮が核施設の再稼働を表明したことを受け、朝鮮半島の危機は度を越したと述べる。
- 4月2日 中国外務省、北朝鮮の池駐中国大使に「重大な懸念」を伝達。
- 4月2日 ケリー米務長官、尹韓国外相と会談。韓日への防衛公約を改めて示し、北朝鮮を核国家として受け入れない立場を表明。
- 4月3日 ミジョンズ・ホプキンス大学米韓研究所、寧辺核施設の衛星写真を公表し、新規建設作業が行われていると分析。
- 4月3日 北朝鮮、米国に対する核攻撃作戦が最終的に検討、承認されたことを正式に通告する、との趣旨の談話を発表。
- 4月3日 米国防総省、対北朝鮮の予備的措置として、MDシステムTHAADを数週間以内にグアムに配備すると発表。
- 4月4日 ロシア外務省、北朝鮮が国連安保理制裁を無視したことは容認できないとし、北朝鮮の核開発を非難。
- 4月4日 金韓国防長官、北朝鮮が中距離ミサイル2基を日本海側に移動させたと述べる。
- 4月5日 韓国国防省、イージス艦を日本海と黄海に各1隻配置したことを公表。
- 4月5日 日本政府、北朝鮮船舶の入港禁止、対北朝鮮輸出入の全面禁止などの制裁を2年延長する閣議決定。
- 4月5日 イランとP5+ドイツの核協議、カザフスタンで開催(〜6日)。
- 4月5日 カーニー米大統領報道官、北朝鮮による中距離弾道ミサイル「ムスダン」の発射の動きに対し、挑発行為の停止を要求。

沖縄

- 3月21日 防衛省、与那国島の陸自部隊用地の年度内取得を断念。
- 3月22日 沖縄防衛局、辺野古埋立て承認申請書を県に提出。名護漁協の同意書を添付。仲井真知事、「固定化そのもの」と批判。
- 3月22日 佐々木駐米大使、辺野古移設実現で「沖縄に大きな利益」と強調。ワシントンでの講演で埋立て申請書提出に言及。
- 3月23日 稲嶺名護市長、山本沖縄担当相に辺野古移設撤回を要求。国の手続きを「強権的」と批判。
- 3月24日 自民党沖縄県連、普天間飛行場「県外移設」の方針堅持を常任総務会で確認。
- 3月25日 4・28「主権回復の日」の式典開催撤回を求め、糸満市議会が意見書、北中城村議会が抗議決議を可決。
- 3月25日 県選出・出身の野党国会議員で

- つくる「うりずんの会」、仲井真知事へ4・28「主権回復の日」式典への欠席を要請。
- 3月26日 名護市議会、辺野古埋立て申請に抗議する意見書を賛成多数で可決。辺野古移設「撤回」を求める。
- 3月26日付 在沖米軍、キャンプ・ハンセンで、宜野座村および村議会との確約を反故にし、市街地型訓練施設を拡張。
- 3月27日 国頭村の「やんばる学びの森」で米兵が行軍訓練。約15人がヘリパッドから進入。宮城村長、沖縄防衛局に再発防止を要求。
- 3月28日付 4・28「主権回復の日」式典、県内32首長が「反対」。26首長が「知事は出席すべきでない」。琉球新報アンケート。
- 3月29日 県議会、4・28政府式典開催に抗議決議。自民党議員は退席し、全会一致で可決。
- 3月29日 県、辺野古埋立て承認申請書受理。埋立面積160ha、土量2100万m³、工期5年。
- 3月29日 レビン米上院軍事委員長、沖縄の兵力削減を主張。支出削減に向け海外派兵縮小の必要性を強調。米公共放送PBSで発言。
- 3月30日 「オスプレイ・基地撤去普天間基地ゲート前行動6ヶ月集会」。約170人参加。
- 4月1日 オスプレイ普天間配備から半年。低周波音は各地で基準値を超える被害。
- 4月1日 歴史学研究会、政府の4・28式典強行には「深刻な問題がある」と指摘。式典開催への反対声明を発表。
- 4月2日付 キャンプ・シュワブ陸上部分で計5施設24件の工事が進行。契約金総額は約71億円。辺野古移設に伴う建物再配置。
- 4月3日 程駐日中国大使、尖閣諸島問題について話し合いによる「平和解決」を強調。
- 4月3日付 辺野古埋立て予定地に隣接する大浦湾でジュゴンの食跡が発見される。
- 4月3日 菅官房長官が初来県し仲井真知事と会談。普天間問題について菅氏は固定化を避けるための「辺野古移設」を強調。
- 4月4日付 地下ダム建設に伴う伊江村東江上の米軍施設移転について、移転先面積が現在の1.7倍に増えることが判明。
- 4月5日 日米、嘉手納基地以南の米軍6施設・区域の返還統合計画に合意。普天間返還は辺野古移設前提に2022年度以降。
- 4月5日 辺野古埋立て申請の撤回を求める緊急市民大会、名護市で開催。約1300人が参加。稲嶺市長が「不退転の決意」を表明。

今号の略語

ATT=武器貿易条約
EPAA=欧州段階的適応性アプローチ
GBI=地上配備迎撃ミサイル
ICAN=核兵器廃絶国際キャンペーン
ICBM=大陸間弾道ミサイル
SM3=スタンダードミサイル3



ブックレット 「壊滅的な人道的被害」(日本語版)

1部 150円 (+送料)

本号掲載のオスロ会議でも
原文が配布されました！
豊富な写真とともに、「核兵器の人道被害」
について、分かりやすく書かれています。

発行：核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)
日本語版協力：核兵器廃絶日本NGO連絡会
核戦争に反対する医師の会
2013年1月発行/A5判・26ページ/フルカラー

ご注文はピースデポまで。

Eメール: office@peacedepot.org
FAX: 045-563-9907 TEL: 045-563-5101

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に
参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、有銘佑理、津留佐和子、丸山淳一、土山秀夫、梅林宏道